



法人名 社会医療法人 誠光会

※医療法人整理番号 0 0 0 0 8

所在地 滋賀県草津市矢橋町1660番

損 益 計 算 書  
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		19,152,581
2 事業費用		18,396,717
本来業務事業利益		755,864
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		399,797
2 事業費用		435,727
附帯業務事業利益		△ 35,930
事業利益		719,933
II 事業外収益		
受取利息	5,288	
その他の事業外収益	195,339	200,628
III 事業外費用		
支払利息	112,129	
その他の事業外費用	5,056	117,185
経常利益		803,376
IV 特別利益		
その他の特別利益		3,253
V 特別損失		
その他の特別損失	38,708	38,708
税引前当期純利益		767,921
法人税・住民税及び事業税		72
当期純利益		767,849

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### 1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

### 2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

### 3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法

無形固定資産

ソフトウェア

利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

### 4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

奨学金返還免除引当金

学生及び職員に対して貸与している奨学貸付金の返還免除額について、過去の返還免除実績率に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しています。

賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、当法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

### 5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税込方式を採用しています。

### 6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の

所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっています。

(2) 圧縮記帳に関する事項

固定資産を購入する目的で受け取った補助金のうち、対象となる固定資産については、直接減額方式によって圧縮記帳しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状態に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

土地 2,205,531 千円

建物 8,838,406 千円

担保に係る債務

一年以内返済長期借入金 626,944 千円

長期借入金 7,765,004 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 15,500,645 千円

様式第三号

法人名 社会医療法人 誠光会

※医療法人整理番号 0 0 0 0 8

所在地 滋賀県草津市矢橋町1660番

財 産 目 録  
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	21,636,900 千円
2. 負 債 額	13,860,735 千円
3. 純 資 産 額	7,776,164 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,550,873
B 固 定 資 産	16,086,026
C 資 産 合 計 (A+B)	21,636,900
D 負 債 合 計	13,860,735
E 純 資 産 (C-D)	7,776,164

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 社会医療法人 誠光会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県草津市矢橋町 1660 番 (淡海医療センター)  
滋賀県草津市野村 2 丁目 13-13 (草津ケアセンター)
- (3) 設立認可年月日 昭和 5 5 年 2 月 2 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 5 5 年 7 月 4 日

	氏 名	備 考
理 事 長	鈴木 孝世	
理 事	森谷 季吉	淡海医療センター 病院長
同	平野 正満	淡海ふれあい病院 病院長
同	横野 諭	草津ケアセンター 施設長
同	卜部 諭	南草津健診センター 管理者
同	伊波 早苗	内部統制推進部
同	高下 浩之	社会福祉局長
同	上本 伸二	医療法人社団昂会 理事長
同	新木 真一	草津栗東医師会 前会長
同	北村 良藏	草津電機株式会社 相談役
同	小原 路絵	御池総合法律事務所 弁護士
同	水野 邦彦	淡海医療センター
監 事	小堀 孝一	小堀孝一公認会計士事務所 公認会計士
同	山本 芳一	前草津市副市長

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	淡海医療センター	2510601970	滋賀県草津市矢橋町1660番	一般病床 420床
病院	淡海ふれあい病院	2510602747	滋賀県草津市矢橋町1629番5	一般病床 100床 療養病床 99床
介護 医療院	草津介護医療院	25B0600012	滋賀県草津市矢橋町1629番5	居 室 100床
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 草津ケアセンター	2550680017	滋賀県草津市野村二丁目 13番13号	入所定員 100名 通所定員 45名
診療所	南草津 健診センター	2510601970	滋賀県草津市南草津二丁目 3番地7	

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
草津市訪問看護ステーション (指定訪問看護事業所)	滋賀県草津市野村二丁目13番13号	
草津市訪問看護ステーション本陣サテライト (指定訪問看護事業所)	滋賀県草津市草津三丁目9番14号	
きらら (指定居宅介護支援事業所)	滋賀県草津市野村二丁目13番13号	
草津ケアセンター訪問介護ステーション (指定訪問介護事業所)	滋賀県草津市野村二丁目13番13号	
草津市草津地域包括支援センター	滋賀県草津市草津三丁目9番14号	
指定介護予防支援事業所（草津）	滋賀県草津市草津三丁目9番14号	
ふれあい (指定居宅介護支援事業所)	滋賀県草津市矢橋町1629番5	
栗東市栗東西地域包括支援センター	滋賀県栗東市小柿一丁目10番10号	

指定介護予防支援事業所（栗東）	滋賀県栗東市小柿一丁目10番10号	
草津看護専門学校	滋賀県草津市矢橋町1824番	
病児保育室陽だまり	滋賀県草津市矢橋町1629番5	

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月 23日 社員の入社について

令和 7年 6月 19日 社員の除名について  
 令和6年度事業決算の承認について  
 役員報酬規程の改定について  
 役員を選任(理事、監事)について  
 役員報酬の総額決議について

令和 7年 12月 11日 第三者委員会調査報告書内容に関する現在の状況等について

令和 8年 3月 19日 令和7年度 第3四半期事業報告 及び 令和8年度 事業予算(案)について  
 令和8年度 借入金限度額の設定(案)について  
 社会医療法人誠光会「理事会」・外部役員報酬規程の廃止について  
 責任限定契約の締結について  
 滋賀県からの措置命令への対応について

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人 誠光会  
理事長 鈴木 孝世 殿

私たちは、社会医療法人誠光会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。  
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 6月 10日  
社会医療法人誠光会

監事 小堀 孝一



監事 山本 芳一

